

公職選挙法関係法令の改正を求める意見書

二元代表制の一翼を担う県議会、地方公共団体の議事機関として、住民を代表し、地方分権の進展に伴い、その果たすべき役割と責任はますます増大している。高度化・複雑化する地域課題について、住民の多様な民意を県政に反映させるためには、地域の実情に通じた議員の存在が不可欠であり、議員定数や選挙区制度のあり方は、地方自治の根幹に関わる重要事項である。

公職選挙法では、都道府県議会議員の選挙区の単位について、原則として、一つの市は一つの選挙区とされている。また、市と市を合区して選挙区を設ける場合には、一定の要件が課され、都道府県の広範な裁量が認められていない。このため、「静かなる有事」といわれる人口減少が加速する中、「一票の較差」等の問題に対応するために、それぞれの地域の実情に応じた最適な選挙区の設定が困難な状況も生じている。

さらに、公職選挙法施行令に基づき、都道府県は、公示された最近の国勢調査の結果による人口により、選挙区や定数の見直しを行う必要があるところ、その調査審議には半年間、住民への周知に1年間、合わせて少なくとも1年半の期間を確保することが望ましいと考える。しかしながら、地方議員の任期（4年）と国勢調査の実施周期（5年）との関係で、国勢調査人口の公表の時期が統一地方選挙の直前となる場合が構造的に発生する。過去には、臨時的立法措置がとられたこともあるが、抜本的な解決には至っていない。

よって、国においては、更なる地方分権を進め、都道府県議会議員選挙の安定的な実施と地域の実情に即した柔軟な選挙区の確立を可能とするとともに、選挙区や定数の見直しの調査審議、周知に要する期間を十分確保するため、次の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 都道府県議会議員の選挙区設定において、現行制度上、原則として認められていない市と市の合区について、地域の実情に応じたより柔軟な設定を可能とすること。
- 2 選挙区及び定数の見直しや住民への周知に要する期間を十分に確保できるよう、国勢調査の公表時期に配慮した、恒久的な制度を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月9日

愛媛県議会議長 松尾 和久

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣官房長官